

# 公益社団法人 岩手県柔道整復師会

## 会費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 岩手県柔道整復師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会 費)

第2条 会費は、定額会費及び定率会費とする。

- 2 会員は別表に定める会費を納入しなければならない。
- 3 定率会費の算定は、前年の柔道整復施術療養費合計額に別表に定める料率を乗じ算定する。
- 4 会員が、その資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。
- 5 新入会員は、定額会費と定率会費を納入する。ただし、定額会費は入会月より12ヶ月間は、毎月2万円とする。年度末までの残りの月分は、別表年間定額会費の均等割の金額を納入するものとする。その後は、前第2項を適用する。

### (会費の納期及び納入方法)

第3条 前条の会費の納期は、事業年度内とし、納入方法は、口座振り込み又は現金納入とする。

### (会費の減額又は免除)

第4条 理事会は、会員から会費の減額又は免除の申請があった場合、相当の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

- 2 会費の減額又は免除を希望する会員は、別に定める会費減免申請書を理事会に提出しなければならない。
- 3 疾病による申請の場合は、診断書を添付しなければならない。ただし、診断書に準ずる書類であって申請事由を証明するに足る場合は、この限りでない。

### (会費等の使途)

第5条 前第2条第1項の入会金及び第3条第1項の会費は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、本会の運営上必要な経費及び会員の福祉増進福利厚生に使用することができる。

- 2 前項の公益目的事業に使用する割合は50%とする。ただし、必要に応じて理事会の決議により、公益目的事業に50%を超えて使用することができる。

### (改 廃)

第6条 この規程は、理事会を経て総会の決議をもって改廃することができる。

### (補 則)

第7条 この規程に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 附則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記日の平成24年8月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成27年5月24日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

## 別表

	定額会費	定率会費	
		前年の柔道整復施術療養費合計額	料率
正会員	115,000 円 但し、新入会員は、 入会より12カ月間 は20,000 円/月と する。	600 万円未満 600 万円以上 2,000 万円未満 2,000 万円以上 新入会員	1,2% 1,3% 1,4% 600 万円の 1,2%
賛助会員	12,000 円	0 円	